

別表1 移植認定医移行措置が適用される関連各学会資格

- | | |
|----|-----------------------------|
| A. | 総合学会 |
| | 日本内科学会認定医または総合内科専門医 |
| | 日本外科学会認定医または指導医、外科専門医、認定登録医 |
| | 日本小児科学会認定医または専門医 |
| | 日本小児外科学会専門医 |
| | 日本麻酔科学会専門医 |
| | 日本救急医学会専門医 |
| | 日本泌尿器科学会専門医 |
| B. | 腎移植・透析関係 |
| | 日本腎臓学会専門医 |
| | 日本臨床腎移植学会認定医 |
| | 日本透析医学会専門医 |
| C. | 肝移植、小腸移植関係 |
| | 日本肝臓学会専門医 |
| | 日本消化器病学会専門医 |
| | 日本消化器外科学会専門医 |
| | 日本肝胆脾外科学会高度技能専門医 |
| D. | 心臓移植関係 |
| | 心臓血管外科専門医 |
| | 日本胸部外科学会認定医、指導医 |
| | 日本心臓血管外科学会国際会員 |
| | 日本循環器学会循環器専門医 |
| | 日本小児循環器学会専門医 |
| E. | 肺移植関係 |
| | 呼吸器外科専門医 |
| | 日本呼吸器学会呼吸器専門医 |
| F. | 脾臓移植関係 |
| | 日本糖尿病学会専門医 |
| | 日本脾・脾島移植研究会脾臓移植実務者委員 |
| G. | 骨髓移植関係 |
| | 日本血液学会専門医 |
| | 日本輸血・細胞治療学会認定医 |
| H. | 検査系学会 |
| | 日本病理学会専門医 |
| | 日本臨床検査医学会専門医 |

別表2 移行措置

第9章 移植認定医移行措置

現在まで移植の臨床に携わり、第9章、第24条、1)の資格を有するものは、平成24年4月1日より3年間にわたり、移行措置の手続きにより日本移植学会会員移植認定医の資格を与える。

第24条

移行措置を申請するにあたり、移植認定医の認定を申請する者は、1)～5)の各項に定める資格をすべて具えていなければならない。

- 1) 卒後6年以上で以下のいずれかの資格(資料7)がある。(証書(写)要)
- 2) 日本移植学会会員であり会費を完納していること。日本移植学会に入会していない者は入会して会費を納入すること
- 3) 職歴

臨床移植医の場合

移行措置による移植認定医申請には領域別に以下の移植臨床経験症例数および業績数を必要とする。

- ① 腎臓移植領域 10例以上
- ② 肝臓移植移植 10例以上
- ③ 腎臓・肝臓移植以外の領域(心臓、肺、脾臓、小腸等の移植領域) 3例以上
(臨床経験は、主治医・術者を問わずレシピエント移植手術、ドナー臓器摘出手術、脳死ドナー管理の経験、メディカルコンサルタントとしての経験および内科医としての移植
手術の術前・術後管理経験などを全て含む。また、初期研修期間の臨床経験は含まない。)

基礎移植医(病理学、免疫学など)の場合

第一著者である論文または学会抄録3編以上。

- 4) 評議員または名誉会長、名誉会員、特別会員、特別功労会員1名による推薦。
- 5) 認定医資格期限 5年(更新要)

移行期間は3年

上記に該当する医師は認定医制度委員会で書類審査を行い、日本移植学会の移植認定医の資格を与える。なお日本移植学会の現評議員および名誉会長、名誉会員、特別会員、特別功労会員、日本臨床腎移植学会認定医は履歴書、推薦書および移植関連の業績を必要としない。

別表3 審査料および登録料

第6章 審査料および登録料

第14条

審査料は、次の如くである。また、審査料は申請時に先に振り込むものとする。

認定審査料 20,000 円

更新審査料 10,000 円

別記の関連学会認定医または専門医資格などを有し、移行措置により移植認定医資格を取得する場合は認定審査料を 5,000 円とする。

第16条

登録料は、次の如くである。また、登録料は事務局からの通知に従い振り込むものとする。

認定登録料 10,000 円

更新登録料 10,000 円

別記の関連学会認定医または専門医資格などを有し、移行措置により移植認定医資格を取得する場合は認定登録料を 5,000 円とする。

日本移植学会移植認定医制度規則

第1章 総則

第1条

この制度は、医療倫理を理解し実践することで移植医療の健全な発展をめざし、臓器提供者への敬愛の念を抱き、礼意を尊ぶ移植医養成を視野に入れ、各臓器で共有すべき知識・技量の向上普及により移植医療の水準を向上させることで、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条

日本移植学会は、前条の目的を達成するため、この規則により日本移植学会移植認定医を認定する。

第2章 移植認定医制度を運用する機関

第3条

日本移植学会は、移植認定医制度の運用に当って専門医・移植認定医制度委員会(以下、認定医制度委員会)が業務を担当する。

第4条

認定医制度委員会は、移植認定医制度の運用全般についての管理を行い、本制度の運用にあたって生じた疑義を処理するとともに、移植認定医の認定審査と更新審査を行う。

第3章 移植認定医申請資格

第5条

移植認定医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格、要件をすべて具えていなければならない。なお、移植認定医資格は臨床移植医(内科系・外科系等)および基礎移植医(病理学・免疫学等)に対して認定される。

- 1) 日本国の医師免許を有すること
- 2) 申請時において日本移植学会の会員であり、会費を完納していること。
- 3) 移植医療に必要な経験と学識技術を修得し、臓器提供推進の重要性を理解し、かつ医療倫理を尊守していること。臨床移植医の場合は、通算3年以上の移植医療の臨床修練を行っていること。基礎移植医(病理学、免疫学)の場合は3年以上の研究歴を持つこと。
 - ① 臨床移植医の場合 細則に定める移植症例の臨床経験および業績を必要とする。
 - ② 基礎移植医(病理学、免疫学など)の場合
第一著者である論文または学会抄録3編以上。
- 4) 5年以内に日本移植学会総会に1回以上の参加、かつ日本移植学会主催教育セミナーに1回以上の参加があること。
- 5) 評議員または名誉会長、名誉会員、特別会員、特別功労会員1名による推薦。

第4章 移植認定医の認定

第6条

移植認定医の認定を申請する者は、細則に定める申請書類と認定審査料とを専門医・移植認定医制度委員会に提出しなければならない。

第7条

認定医制度委員会は、毎年1回、移植認定医申請者に対して認定審査を行う。

第8条

認定医制度委員会は、審査の結果を理事長に報告する。

第9条

理事長は、認定医制度委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、認定審査の合格者を移植認定医として登録し移植認定医認定証を交付する。

第10条

移植認定医認定証の交付を受ける者は、別に定める認定登録料を納付しなければならない。

第11条

移植認定医認定証の有効期間は、交付の日より5年とする。

第5章 移植認定医の更新

第12条

移植認定医は、移植認定医取得後5年毎にこれを更新しなければならない。移植認定医の更新を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて具えていなければならない。

- 1) 日本国の医師免許を有すること。
- 2) 申請時において日本移植学会の会員であり、会費を完納していること。移植認定医更新資格は臨床移植医(内科系・外科系等)および基礎移植医(病理学・免疫学等)として必要な経験と学識技術を所持し、かつ医療倫理を尊守していること。
- 3) 5年間に日本移植学会総会に2回以上の参加かつ日本移植学会主催教育セミナーに2回以上の参加があること。

第13条

移植認定医の更新を申請する者は、細則に定める更新申請書類(と更新審査料と)を認定医制度委員会に提出しなければならない。

第14条

認定医制度委員会は、毎年1回、移植認定医更新申請者に対して更新審査を行う。

第15条

認定医制度委員会は、審査の結果を理事長に報告する。

第16条

理事長は、認定医制度委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、更新審査の合格者の登録を更新し移植認定医認定証を交付する。

第 17 条

移植認定医認定証の交付を受ける者は、別に定める更新登録料を納付しなければならない。

第 18 条

海外留学、病気その他認定医制度委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保し、その期間は次回更新期間から差し引かれる。なお、留保期間中は移植認定医資格を有するものとする。更新留保は、更新期日までに文書で認定医制度委員会に申請しなければならない。

第 6 章 移植認定医資格の喪失

第 19 条

移植認定医は、次の各項の理由により、その資格を喪失する。

- 1) 移植認定医の資格を辞退したとき
- 2) 日本移植学会会員資格を喪失したとき
- 3) 移植認定医の更新をしなかったとき

第 20 条

移植認定医の更新審査にて不合格となった者は、その移植認定医資格を 2 年間保留とする。その間に、所定の手続により更新審査に合格しない者は、認定医制度委員会および理事会の議決により認定を喪失する。

第 21 条

移植認定医としてふさわしくない行為のあったときや、申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、認定医制度委員会および理事会の議決によって認定を取消すことができる。

第 7 章 附則

第 22 条

この規則は、平成 23 年 10 月 5 日から施行する。

第 23 条

この規則は、認定医制度委員会、理事会および理事会の議決を経なければ変更、もしくは廃止することができない。この規則を施行するため、別に細則を定める。

日本移植学会移植認定医制度細則

第1章 運営

第1条

日本移植学会移植認定医制度規則の施行に当たり、規則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

第2章 専門医・移植認定医制度委員会(以下、認定医制度委員会)

第2条

認定医制度委員会の委員数は、理事会で定める各移植臓器、研究領域毎に各領域若干名(1名以上)とする。

第3条

認定医制度委員会の委員の任期は、2年とし再任をさまたげない。ただし引き続いて6年を超えることはできない。

第4条

認定医制度委員会の委員長は、理事長が指名する。

第5条

認定医制度委員会の委員は、認定医制度委員会の委員長が評議員の中から選任し、理事長の承認を得る。委員長は認定医制度委員会の委員の中から副委員長を指名することができる。

第6条

認定医制度委員会の委員に欠員を生じたときは、認定医制度委員会の委員長が委員の補充を行い、理事長の承認を得る。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条

認定医制度委員会は、定員の2分の1以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第8条

認定医制度委員会の委員は、業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第9条

移植認定医制度の事務は、日本移植学会事務局または委託された機関において行う。

第3章 移植認定医申請に必要な臨床経験

第10条

臨床移植医の移植認定医申請には領域別に以下の移植臨床経験症例数および業績数を必要とする。

1) 臨床経験

- ① 腎臓移植領域 10例以上

- ② 肝臓移植領域 10例以上
 - ③ 腎臓・肝臓移植以外の領域(心臓、肺、脾臓、小腸等の移植領域) 3例以上
(臨床経験は、主治医・術者を問わずレシピエント移植手術、ドナー臓器摘出手術、脳死ドナー管理の経験、メディカルコンサルタントとしての経験および内科医としての移植手術の術前・術後管理経験などを全て含む。また、初期研修期間の臨床経験は含まない)
- 2) 業績 第一著者一編を含む論文または学会抄録3編以上

第4章 移植認定医申請書類

第11条

移植認定医の認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類を認定医制度委員会に提出しなければならない。

- 1) 移植認定医認定申請書（様式1）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 医師免許証（写）
- 4) 診療・研究実績
 - (臨床移植医の場合、様式3、様式4-1 但し、学会が構成するデータベースに症例が登録されている場合は、データベースのデータを代用してもよい)
 - (基礎移植医の場合、様式4-1, 2)
- 5) 修練施設表および在籍証明書（様式5）
- 6) 推薦書（様式6）
- 7) 日本移植学会学術集会参加証あるいはそれを証明する記録
(1枚、コピーでも可；様式7-1)
- 8) 日本移植学会総会教育セミナー受講証あるいはそれを証明する記録
(1枚、コピーでも可；様式7-2)
- 9) 認定医審査料の振込みを証明する記録（様式8）

第5章 更新申請書類

第12条

移植認定医の更新を申請する者は、移植認定医の有効期間満了の年度内に、次の各項に定める申請書類を認定医制度委員会に提出しなければならない。

- 1) 日本移植学会 移植認定医更新申請書（様式9）
- 2) 日本移植学会学術集会参加証あるいはそれを証明する記録
(2枚、コピーでも可；様式10-1)
- 3) 日本移植学会総会教育セミナー受講証あるいはそれを証明する記録
(2枚、コピーでも可；様式10-2)
- 4) 認定医更新審査料の振込みを証明する記録（様式11）

第 13 条

満 65 歳以上の認定医については、第 5 章第 13 条の更新審査料を免除する。

第 6 章 審査料および登録料

第 14 条

審査料は、次の如くである。また、審査料は申請時に先に振り込むものとする。

認定審査料 20,000 円

更新審査料 10,000 円

別記の関連学会認定医または専門医資格などを有し、移行措置により移植認定医資格を取得する場合は認定審査料を 5,000 円とする。

第 15 条

既納の審査料は、返却しない。

第 16 条

登録料は、次の如くである。また、登録料は事務局からの通知に従い振り込むものとする。

認定登録料 10,000 円

更新登録料 10,000 円

別記の関連学会認定医または専門医資格などを有し、移行措置により移植認定医資格を取得する場合は認定登録料を 5,000 円とする。

第 17 条

既納の登録料は、返却しない。

第 7 章 申請の時期および申請先

第 18 条

認定医制度委員会は、移植認定医の認定および更新を申請する時期、その他について、実施 6 カ月前に公示する。

第 19 条

申請先および手数料送金先 日本移植学会移植認定医制度事務局

第 20 条

すべての審査は、その年度内に完了しなければならない。

第 8 章 附則

第 21 条

この細則は、平成 23 年 10 月 5 日より施行する。

第 22 条

この細則は認定医制度委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

第 23 条

この細則の実施に関して生ずる疑義については、認定医制度委員会の審議によって決定するものとする。

第9章 日本移植学会移植認定医移行措置

現在まで移植の臨床に携わり、第9章、第24条、1)の資格を有するものは、平成24年4月1日より3年間にわたり、移行措置の手続きにより日本移植学会会移植認定医の資格を与える。

第24条

移行措置を申請するにあたり、移植認定医の認定を申請する者は、1)~5)の各項に定める資格をすべて具えていなければならない。

1) 卒後6年以上で以下のいずれかの資格がある。(証書(写)要)

A. 総合学会

- 日本内科学会認定医または総合内科専門医
- 日本外科学会認定医または指導医、外科専門医、認定登録医
- 日本小児科学会認定医または専門医
- 日本小児外科学会専門医
- 日本麻酔科学会専門医
- 日本救急医学会専門医
- 日本泌尿器科学会専門医

B. 腎移植・透析関係

- 日本腎臓学会専門医
- 日本臨床腎移植学会認定医
- 日本透析医学会専門医

C. 肝移植、小腸移植関係

- 日本肝臓学会専門医
- 日本消化器病学会専門医
- 日本消化器外科学会専門医
- 日本肝胆脾外科学会高度技能専門医

D. 心臓移植関係

- 心臓血管外科専門医
- 日本胸部外科学会認定医、指導医
- 日本心臓血管外科学会国際会員
- 日本循環器学会循環器専門医
- 日本小児循環器学会専門医

E. 肺移植関係

- 呼吸器外科専門医
- 日本呼吸器学会呼吸器専門医

F. 脾臓移植関係

日本糖尿病学会専門医

日本脾・脾島移植研究会脾臓移植実務者委員

G. 骨髓移植関係

日本血液学会専門医

日本輸血・細胞治療学会認定医

H. 検査系学会

日本病理学会専門医

日本臨床検査医学会専門医

2) 日本移植学会会員であり会費を完納していること。日本移植学会に入会していない者は入会して会費を納入すること

3) 職歴

臨床移植医の場合

移行措置による移植認定医申請には領域別に以下の移植臨床経験症例数および業績数を必要とする。

① 腎臓移植領域 10 例以上

② 肝臓移植領域 10 例以上

③ 腎臓・肝臓移植以外の領域(心臓、肺、脾臓、小腸等の移植領域) 3 例以上

(臨床経験は、主治医・術者を問わずレシピエント移植手術、ドナー臓器摘出手術、脳死ドナー管理の経験、メディカルコンサルタントとしての経験および内科医としての移植手術の術前・術後管理経験などを全て含む。また、初期研修期間の臨床経験は含まない。)

基礎移植医(病理学、免疫学など)の場合

第一著者である論文または学会抄録 3 編以上。

4) 評議員または名誉会長、名誉会員、特別会員、特別功労会員 1 名による推薦。

5) 認定医資格期限 5 年(更新要)

移行期間は 3 年

上記に該当する医師は認定医制度委員会で書類審査を行い、日本移植学会の移植認定医の資格を与える。なお日本移植学会の現評議員および名誉会長、名誉会員、特別会員、特別功労会員、日本臨床腎移植学会認定医は職歴、推薦書および移植関連の業績を必要としない。

提出書類

1) 移植認定医認定申請書(様式 1)

2) 履歴書(様式 2)

3) 医師免許証(写)

4) 移行措置に定めた学会の認定医または専門医、指導医等の証書(写)

5) 診療・研究実績

(臨床移植医の場合、様式 3、様式 4-1 但し、学会が構成するデータベースに症例が登録されている場合は、データベースのデータを代用してもよい)

(基礎移植医の場合、様式 4-1, 2)

- 6) 修練施設表および在籍証明書（様式 5）
- 7) 推薦書（様式 6）
- 8) 移行措置による移植認定医審査料の振込みを証明する記録（様式 12）